

第Ⅰ 収容人員算定の共通事項

収容人員の算定にあたっての共通事項は、次によること。

- (1) 従業員の数は、正社員又は臨時職員等の別を問わず、平常時における最大勤務者数とすること。
- (2) 交代勤務の場合の従業員の数は、通常の勤務時間帯における最大勤務者数とすること。(勤務交代のために従業員が一時的に重複する場合は、重複従業員の加算しないこと。)ただし、交代後においても引き続き勤務する形態にあっては、これを加算すること。
- (3) 外勤者で指定された執務用机を有する場合は、従業員の数に算入すること。
- (4) 階を移動して勤務する場合は、指定された執務用机を有し、継続的に執務するとみなされる階で算定すること。
- (5) 同一棟内の従業員のみが使用する会議室又は食堂等一時的にその場所へ従業員が移動する場合は、階規制の設備の場合の算定にあたって、会議室は3㎡で除した数とし、食堂等にあつては椅子の数により算定するものとし、棟規制の設備の場合の算定にあたっては通常勤務する階で算定すること。
- (6) 単位面積及び長さ当たりで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てるものとする。
- (7) 出入口、廊下、階段及び便所は、原則として収容人員の算定対象面積としないこと。
- (8) 政令第25条第1項第5号に規定する収容人員の算定については、階全体の収容人員を算定するものであること。
- (9) 省令第1条の3第1項の用語等の運用は、次によること。
 - ア 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいう。
 - イ 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファ等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動できないものをいう。なお、掘りごたつはこれに含まれること。
 - ウ 長いす席の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、それぞれの長さを合計せず、1つの長いすについて除算し、その都度端数の切り捨てを行うものとする。

第2 用途の判定及び収容人員の算定

■ 特定用途 □ 非特定用途

■ 1 項イ	客席を設けて映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見せ物を公衆に見せ、もしくは聞かせる施設をいう。				
劇場	主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的のものをいう。 〔例〕文楽、歌舞伎、新劇、洋舞、ミュージカル等				
映画館	主として映画を鑑賞する目的のものをいう。				
演芸場	落語、講釈、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的のものをいう。 〔例〕寄席、ストリップ等				
観覧場	スポーツ、見せ物等を観覧する目的のものをいう。 〔例〕野球場、サーカス場、各種競技場、体育館等				
1 レストランシアター（舞台を設け、演芸等を見ながら飲食できる飲食店）は、3項ロに該当する。 2 本項の防火対象物は、誰でも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。 3 客席には、いす席、座り席、立ち席が含まれるものであること。 4 事業所等の体育館で公衆に観覧させないものは、本項に含まれないものであること。					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主用途部分</th><th>従属的用途部分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具室、小道具室、衣裳部屋、練習室、<u>舞台装置及び営繕のための作業室</u></td><td>専用駐車場、売店、食堂、喫茶室、<u>ラウンジ、クローク、プレイガイド、展示博物室、観覧場の会議室及びホール</u></td></tr> </tbody> </table>		主用途部分	従属的用途部分	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具室、小道具室、衣裳部屋、練習室、 <u>舞台装置及び営繕のための作業室</u>	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室、 <u>ラウンジ、クローク、プレイガイド、展示博物室、観覧場の会議室及びホール</u>
主用途部分	従属的用途部分				
舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具室、小道具室、衣裳部屋、練習室、 <u>舞台装置及び営繕のための作業室</u>	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室、 <u>ラウンジ、クローク、プレイガイド、展示博物室、観覧場の会議室及びホール</u>				
この欄に下線のあるものは、「政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて（（昭和50年4月15日付消防予第41号、消防安第41号）及び（昭和59年3月29日付消防予第54号））」の別表にある項目以外のものを示す。以下同じ。					
収容人員 次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次の（1）から（3）までによって算定した数の合計数 （1）固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数とする。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数 （2）立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数 （3）その他の部分については、当該部分を0.5㎡で除して得た数 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式（移動式）のいす席を設ける部分、大入場（追入場）を設ける部分や寄席の和風栈敷等をいう。					

■Ⅰ項口	集会、会議、社交の目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。
公会堂	舞台及び固定のいすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常、国又は地方公共団体が管理するものをいう。 〔例〕文化会館、福社会館、労働会館、市民センター
集会場	集会、会議、社交等多目的に公衆の集合する施設であって、公会堂に該当しないものをいう。 〔例〕地区公民館、貸会議室、貸ホール、結婚式場、葬儀場

1 公民館

住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするもので、講堂又は会議室、図書館、児童館、展示室、講義室、実習室、体育・レクリエーション施設、倉庫等を備えたものをいう。

2 福社会館

住民に対し、社会福祉その他住民生活の維持向上のための場を与え、もってその福祉の増進を図ることを目的とするものをいう。児童、障がい者、年金、心配事相談、善意銀行、教養文化、レクリエーション・クラブ活動等及び会議・結婚式場等の場の提供、その他公民館に準ずるものをいう。

3 集会場

集会場のうち、使用者が特定される町内会（地区）集会場で、平素は無住であること、利用者が間取り等を十分に知り得ている場合は、構造、規模等を考慮し、政令 32 条の規定を適用して 15 項に準じた消防用設備とすることができる。

ただし、収容人員の算定はⅠ項口の算定方法によること。

4 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。なお、反復継続されるものとは、月5日以上行われるものであること。

主用途部分	従属的用途部分
集会室、会議室、ホール、宴会場、舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具室、小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室、売店、クローク、浴室、遊戯室、体育室、託児室、サロン、診療室、談話室

収容人員

Ⅰ項イの収容人員算定方法によるほか、次によること。

1 地区公民館、貸会議室等その他客席の部分が定められていない形態の防火対象物については、主として従業者以外の者の使用に供する部分（事務室以外の和室、集会室、会議室等）の床面積を 0.5 ㎡で除した数と従業者の数を合算して算定すること。

2 結婚式場・葬儀場は、次に掲げる数を合算して算定すること。

(1) 従業員の数

(2) 式場・ロビーにある固定式又は移動式のいすの数（長いすは 0.5m で除して得た数）を合算する。

(3) 控え室は、床面積を 1 ㎡で除して得た数（いすの数は不問）

(4) 写真スタジオは、被撮影立台を 0.3m で除して得た数

(5) 宴会場は、洋式のものはいすの数、和式のものは床面積を 3 ㎡で除して得た数

■2項イ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号、第2号及び第2条第 11 号の適用を受ける「風俗営業」に該当するものをいう。		
キャバレー	主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客席において客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。		
カフェー	主として洋式の設備を設けて客席において客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。		
ナイトクラブ	主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。		
その他これらに類するもの	主として洋式の設備を設けて客席において客の接待をし又は客にダンスをさせ、かつ、飲食をさせる施設をいう。クラブ、バー、サロン等上記とは異なる名称を冠しているものであっても、その営業の実態において同様に扱うべきものをいう。現実に許可を受けていることの有無に関係ない。		
1 客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まないものであること。			
2 風営法の規定に基づく営業許可を受けた喫茶店、バー等であっても、客席において接待しないもの又は客にダンスをさせる設備を有しないものは、本項に該当せず、3項ロに該当する。			
主用途部分		従属的用途部分	
客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室		託児室、専用駐車場、 <u>クローク</u>	
収容人員			
次に掲げる数を合算して算定する。			
1 従業者の数			
2 客席の部分ごとに次の（1）及び（2）によって算定した数の合計数			
（1）固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数とする。			
この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.5mで除して得た数とすること。			
（2）その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数			
「その他の部分」とは、キャバレー等のステージ部分が該当するものであること。			

■2項ロ 遊技場 ダンスホール	風営法第2条第1項第4号、第5号の適用を受ける「風俗営業」に該当するもの又は娯楽性の強い競技を行わせるものに該当するものをいう。 設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、ボウリング、パチンコその他の遊戯又は競技を行わせる施設をいう。 〔例〕 碁会所、将棋道場、マージャン店、ボウリング場、パチンコ店、ゲームセンター、ビリヤード場等 設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。 〔例〕 ディスコ等
1 日本舞踊場、バレエ教習場、ジャズダンス教習場、エアロビクス教習場は、本項に該当せず、15 項とする。 ただし、ダンスホールにも使用されるダンス教習場は、本項に該当する。 2 バッティングセンター、ゴルフ練習場及び観覧席のない温水プールは、15 項に該当する。 3 スイミングスクール、卓球場等（入会申し込みをして会費を納め、技術指導を受けるもの）は 15 項に該当する。 4 飲食店の客席に副業的にゲーム機を置いているものは、3項ロに該当する。 5 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で、客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。	
主用途部分 遊戯室、遊戯機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	従属的用途部分 売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、<u>クローク</u>、<u>談話室</u>、<u>バー</u>、<u>二</u>、<u>サウナ室</u>、<u>体育室</u>
収容人員 ○遊技場にあつては、次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 遊戯のための機械器具を使用して遊戯を行うことができる者の数 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数とする。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を 0.5m で除して得た数とする。 ○その他のものにあつては、2項イの収容人員算定方法によるほか、次によること。 1 遊戯機で同時に遊戯できることができる者の数は、次によること。 (1) ボウリングは、レーンに付属する固定いすの数 (2) ルーレット等ゲーム人員の制限のないものについては、台等寄り付き部分の幅を 0.5m で除して得た数とする。 (3) ビリヤード台は 1 台につき、2 人とする。 (4) 囲碁、将棋は 1 枚につき 2 人、マージャンは 1 台につき 4 人とする。 (5) パチンコ、スロットマシンは 1 台につき 1 人とする。 2 立見席（競技場部分を含む。）の床面積を 3㎡ で除して得た数 3 その他の部分については、当該部分の床面積を 3㎡ で除して得た数 「その他の部分」とは、ダンスホール、ディスコ等のダンスをさせる部分が該当するものであること。	

■2項ハ	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（1項イのストリップ劇場、2項ニのテレフォンクラブ・個室ビデオ店、4項のアダルトショップ、5項イのラブホテル・モーテル、9項イのソープランド等の用途に供されているものを除く。）及びこれらに類するものが該当する。 <u>店舗形態を有しない性風俗関連特殊営業は含まない。</u>
1 店舗型性風俗特殊営業 (1) 個室を設け、その個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。 〔例〕ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ等 (2) 専ら性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定するもので、次のアからウに掲げる風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営令」という。）で定めるものを経営する営業をいう。） ア ヌードスタジオその他の個室を設け、当該個室の隣室又はこれらに類する施設において当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号に規定するもの（個室において、衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場を除く。）） 〔例〕ヌードスタジオ イ のぞき劇場その他の個室を設け、当該個室の隣室又はこれらに類する施設において当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第2号に規定するもの） 〔例〕のぞき劇場 ウ 店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定めるもの（風営法第2条第6項第6号に規定するもの） 店舗を設けて、専ら面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望するものに対し、当該店舗内において、その者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、同項第1号又は第2号に該当するものを除く。） 〔例〕出会い系喫茶 2 その他これらに類するもの (1) 個室を設け、その個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む店舗（風営法第2条第6項第2号に規定する営業を営むものを除く）をいう。 (2) 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗をいう。 〔例〕セリクラ	
主用途部分	従属的用途部分
客室、通信機器室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室、浴室	託児室、専用駐車場、売店、 <u>クローク</u>
収容人員 2項イの収容人員算定方法による。 ただし、「その他の部分」とは、ファッションヘルス、ヌードスタジオ等の個室の部分とする。	

■2項ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。以下同じ。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で、一の防火対象物の中に個室を有するものをいう。
1 カラオケボックス 敷地内に小規模のカラオケボックス（コンテナボックスを利用したもの等）が別棟にて複数ある場合は、本項に該当せず、2項ロに該当する。 2 その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗 （1）個室において、インターネットを利用させ又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 〔例〕インターネットカフェ、漫画喫茶、複合カフェ （2）店舗型電話異性紹介営業を営む店舗（風営法第2条第9項に規定するもの） 専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望するものに対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。 〔例〕テレフォンクラブ （3）風営令第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため、衣服を脱いだ人の映像を見せる興行のように供するものに限る。） 〔例〕個室ビデオ店 3 これに類する施設とは、間仕切り（パーテーション等）による個人スペース等をいう。	
主用途部分	従属的用途部分
客室、通信機器室、物品庫、待合室、休憩室、事務室、浴室	売店、専用駐車場、 <u>クローク</u>
収容人員 2項イの収容人員算定方法によるほか、カラオケルームはマイクの数と固定いすの数とする。 ただし、「その他の部分」とは、インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等の書籍、DVD等の陳列の用に供する部分とする。 インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオその他これらに類する形態の部分で、当該個室に固定式のいす以外のいすが設けられているものについては、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式のいすとみなして算定すること。	

■3項イ	風営法第2条第1項第1号の適用を受ける風俗営業に該当するもの又はこれと同等の形態を有するものをいう。2項イの洋式に対し、和式のものである。	
待合	主として和式の客席を設けて原則として飲食の提供をせず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し又は幹旋して客に遊興させる施設をいう。	
料理店	主として和式の客席を設けて飲食を提供するとともに、客に接待するための婦女従業員を有する施設をいう。	
その他これらに類するもの	料亭、茶屋、貸席等の名称を用いても、その実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	
主用途部分		従属的用途部分
客席、客室、厨房、宴会場、リネン室		結婚式場、専用駐車場、売店、ロビー
収容人員		
2項イの収容人員算定方法による。ただし、「その他の部分」とは、和式の部分をいう。		

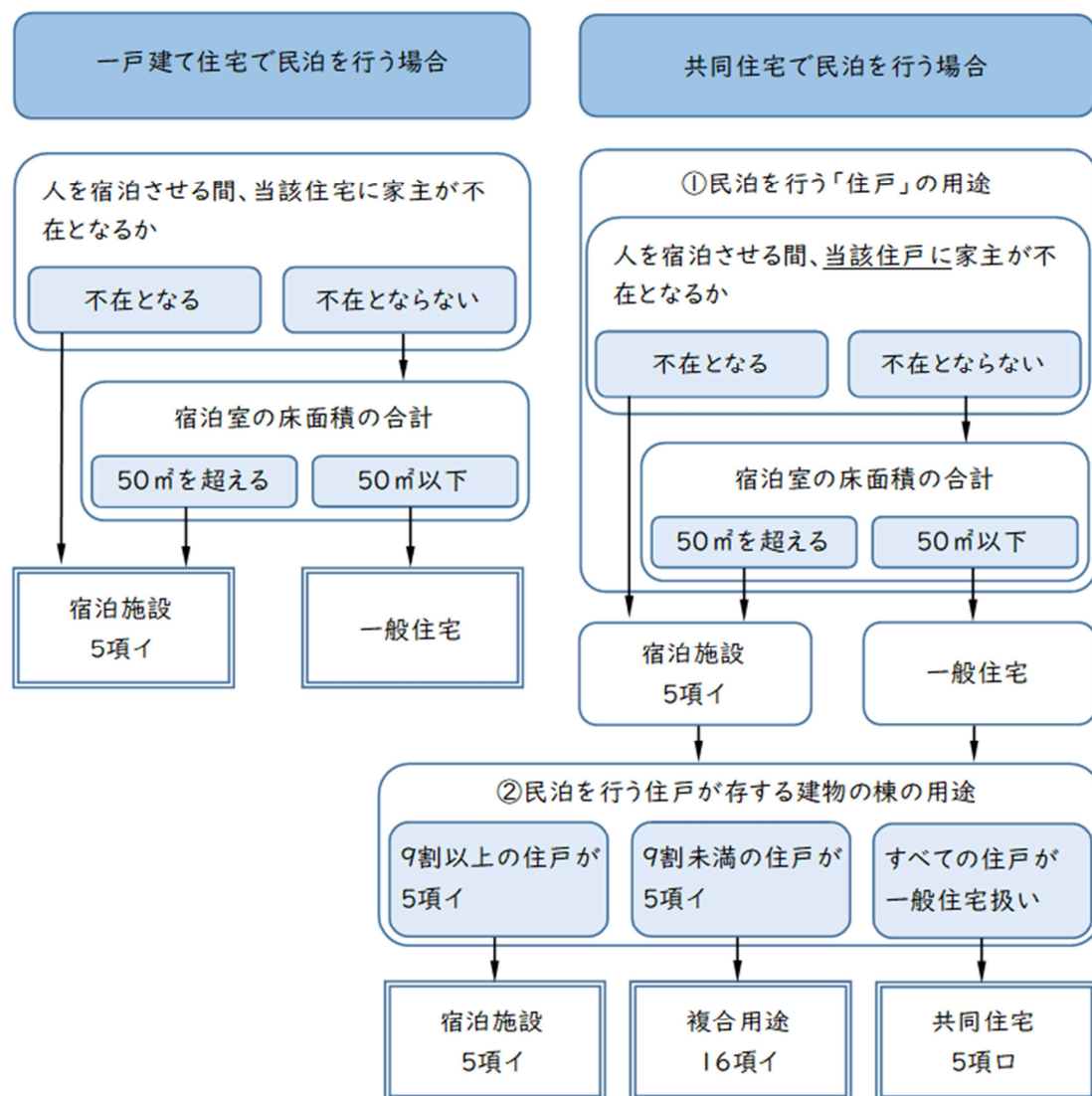
■3項ロ	客席において、専ら飲食を提供する施設をいい、和・洋式を問わない。
飲食店	客の遊興又は接待を伴わないものをいう。 〔例〕喫茶店、スナック、食堂、レストラン、ドライブイン、スタンドバー等
ライブハウス	客席（全ての席を立ち見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
1 <u>仕出しや、飲食店等の看板を掲げたもので、通常は主として宴会、会食等に使用され、結婚式にも使うものは本項に該当する。</u>	
2 <u>客席の一部に舞台があり、演芸を見ながら飲食できる民謡酒場、レストランシアターは本項に該当する。客席においてホステス等が接待するものは2項イに該当する。</u>	
3 飲食を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。	
主用途部分	従属的用途部分
客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、託児室、娯楽室、サウナ室、会議室
収容人員	
2項イの収容人員算定方法による。ただし、「その他の部分」とは、和式の部分及びテーブル席の部分の部分をいう。（通路の用に供する部分を除く。）	

■4項 百貨店 マーケット その他の物品販売業を営む店舗 展示場	店舗において客に物品を販売する施設をいう。 〔例〕魚屋、肉屋、米屋、パン屋、乾物店、衣料店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専業店舗、レンタルショップ（物品販売を伴うもの）、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、自動車展示販売店、営業用給油取扱所等 物品を陳列して不特定多数の者に見せ、商品等の宣伝又は販売促進を目的としたものをいう。 〔例〕見本市会場、博覧会場、自動車ショー等
1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものである。 2 店舗で物品の受渡しを行わないものは、物品販売店舗に含まれないものであること。 3 物品販売店舗には、卸売店舗も含まれる。 4 販売を目的とした画廊は、本項に該当する。 5 卸売市場法第2条に規定する中央卸売市場及び地方卸売市場は15項に該当する。 6 その他の卸売市場でせり売り又は入札を原則とし、小売りをしないものは15項に該当する。 7 展示室（ショールーム）のうち、次の全てに該当する場合は、15項又は主たる用途の従属部分として取扱う。 （1）特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの （2）販売を目的としたものでなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの （3）不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの 8 クリーニング受払所、質店（店舗の無いもの）は15項に該当する。	
主用途部分 売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室、<u>ラベル貼付包装等の作業室</u>	従属的用途部分 催事場（<u>展示博物室を含む。</u>）、写真室、遊技場、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診療室、集会室、託児室、<u>貸衣装室、料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室</u>
収容人員 次に掲げる数を合算して算定する。なお、売場内の商品陳列ケース及び通路部分も床面積に算定すること。 1 従業者の数 2 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次の（1）及び（2）によって算定した数の合計数 （1）飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数 （2）その他の部分については、当該部分の床面積を4㎡で除して得た数	

■5項イ 旅館 ホテル 宿泊所 その他これらに類するもの	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する宿泊施設をいう。(下宿で5項口となるものを除く。) 和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設をいう。 同上で洋式のものをいう。 宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させるもので、下宿業以外のものをいう。 [例] 保養所、簡易宿所、ユースホステル、山小屋 旅館業法の適用がないもので、宿泊する設備等を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させるものをいう。 [例] レンタルルーム
1 宿泊とは、宿泊が反復継続され、社会性を有するものであること。 2 公官庁、会社等のホテル、旅館類似の福利厚生施設は、本項に該当する。 3 飲食又は宿泊をさせないレンタルルームは15項に該当する。 4 会員制度の宿泊施設及び特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものは、本項に該当する。 5 ゲストハウス、シェアハウスで旅館業法の適用があるものは、本項に該当する。 6 トレーラーハウスを宿泊施設として利用するものは、本項に該当する。 7 ラブホテル、モーテル(専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。))の用に供する風営法第3条で定める施設を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる施設)は、本項に該当する。 8 事業所等専用の研修所で、その事業所の従業員のみを研修する目的で宿泊させる施設であり、旅館業法の適用がないものは、本項に含まれないものであること。 9 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等については、本項に該当する。 ただし、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない届出住宅については、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下となる場合は、一般住宅として取扱うこと。 また、旅館業法の許可を受けたもので、一戸建て住宅又は共同住宅等の一部において宿泊サービスを提供することが確認できるものについては、届出住宅と同様の判定をすること。	
主用途部分	従属的用途部分
宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室、売店(連続形態のものを含む。)、診療室、図書室、喫茶室、展望施設、プール、遊戯室、催物室、サウナ
収容人員 次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 宿泊室ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数 (2) 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6㎡(簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3㎡)で除した数(小数点以下は切り上げるものとする。) 3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数とする。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数とすること。 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数 4 簡易宿所の階層式寝台上、下別に床面積を3㎡で除して得た数(3㎡未満は1人とする。) 5 簡易宿所のうち、2階(棚状)のものは、棚数をベッド数とみなす。 6 ベッド式はベッドの数(セミダブル、ダブルベッドは2人として算定すること。) 7 補助ベッド等を使用できる場合は、当該ベッド数を加算して算定すること。	

- 8 和室の宿泊室の面積には、押し入れ、床の間、便所、浴室等は含まれないものとし、畳の部分に限定される。
- 9 和室と洋室が併設されている宿泊室については、洋室部分を除いた部分を和室の床面積として取扱う。
ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることがないことが明らかなものは、この限りではない。
- 10 「主として団体客を宿泊させる」とは、その構造及び利用実態からみて判断すること。

民泊施設の用途判定フロー



※宿泊室の面積とは、民泊を営む住宅における「宿泊者の就寝の用に供する室」の床面積の合計をいう。

※家主の居住・不在の判断は、一戸建て住宅の場合は棟（建物）単位、共同住宅等の場合は住戸単位で行う。

□5項口 寄 宿 舎	公官庁、学校、会社等の従業員、学生等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。
下 宿	1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる施設をいう。
共同住宅	住居として用いられる独立した1又は1以上の居室を単位として構成される集合住宅のうち、居住者の出入口、廊下、階段、エレベーター等を共有するもの（構造上の共有部分を有するもの。）で、便所、浴室、台所等が各戸ごとに存在することを要しない。また、分譲、賃貸の別を問わない。 〔例〕アパート、マンション、社員寮、研修所の宿泊施設

- 1 長屋は共用部分が無いことから、政令別表第1の防火対象物に該当しない。
- 2 1階が長屋式、2階が共同住宅になっている形態のものは、全体が共同住宅に該当するものとする。
- 3 寮、事業所専用の研修のための宿泊所（旅館業法の適用のないものに限る。）は、本項に該当する。
- 4 共同住宅等において、個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合には、本項に該当する。
- 5 シルバーマンションは本項に該当する。

ただし、消防用設備の設置に関しては、関係者と協議の上6項ハに準じたものとする。

※「シルバーマンション」とは、一般に老人福祉関係の法律の適用を受けず、入居の条件として居住者の全部又は一部について最低年齢の制限を受ける等、主として高齢者の入居を目的としたもののうち、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものをいう。

ただし、ケア付きで自力避難困難者等の入居を主としている場合であっては、サービス提供の形態、居住者の自立の程度等を総合的に勘案し、6項ロ（1）又は6項ハ（1）として取扱うこと。

※「サービス付き高齢者向け住宅」とは、居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者を入居させ、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームをいう。

なお、状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供を受けている場合や、個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合には、本項に該当し、6項ロ（1）その他これらに類するものとして総務省令で定める施設又は6項ハ（1）その他これらに類するものとして総務省令で定める施設若しくは有料老人ホームに該当するものは、それぞれ6項ロ（1）、6項ハ（1）として取扱うこと。

- 6 ウィークリーマンション及びマンスリーマンションは、旅館業法の適用を受けず、共同住宅の比較的短時間の契約により賃貸を行うものは本項に該当する。

ただし、旅館業法の適用を受けるものにあつては、5項イとする。

主用途部分	従属的用途部分
居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室

収容人員

居住者によるほか、新築、居住者の出入りが激しい等で、実態把握が困難な防火対象物にあつては、次の要領で求めた収容人員により算定する。

1 共同住宅

住戸のタイプ	1R・1K 1DK・1LDK 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK 以上
居住者数	2人	3人	4人	5人

※単身者用など1人を入居の条件としているものは1人とする。

- 2 下宿、寄宿舍については、寮管理規定又は入居契約等によるが、一般的には6畳以下は1人とする。

■6項イ(1)

病院

医療法(昭和23年法律第205号)第1号の5第1項に定義されている医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業若しくは歯科医業を行う場所のうち、患者を20人以上入院させるための施設(以下「病院」という。)を有するもので、次のいずれにも該当するものをいう。

ただし、「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するもの〔注1〕として省令第5条第3項で定めるもの」を除く。

(1) 診療科名中に特定診療科名〔注2〕を有すること。

(2) 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。

〔注1〕

「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するもの」とは、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。

なお、ここでいう「体制」とは、(ア)による職員の総数の要件及び(イ)による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制(例:病床数が60床の場合、職員の総数が5以上あり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が2以上である体制)をいうものであること。

(ア) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員(原則として委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切な対応が可能な者は、この限りではないこと。以下同じ。)の数(1日の中で、最も職員が少ない時間に勤務している職員(宿直勤務者を含む。)の総数(職員の数は原則として棟単位で行うこと。))が、病床数(医療法第7条に規定する病床数)が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制

(イ) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員(宿直勤務を行わせるものを除く。)の数が、病床数60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制

〔注2〕

「特定診療科名」とは、次に掲げるもの以外のものであること。

(1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科

(2) (1)に掲げる診療科名と医療法施行令(昭和23年政令326号)第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までを定める事項と組み合わせた名称

(3) 歯科

(4) 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称

特定診療科名(内科、整形外科等)以外の診療科名については13診療科名(校門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科及び歯科)のほか、13診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称も該当すること。(組み合わせた名称の例:小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科)

ただし、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)に掲げる事項(身体や臓器の名称)については、外科のうち形成及び美容のみが、それぞれ該当することとしたものであり、同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美容外科が組み合わせられたものは、複数の診療科名(例:大腸・肛門外科であれば、大腸外科及び肛門外科に該当する)として取扱うこと。

なお、2以上の診療科名を標榜する病院であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院として取扱うこと。

■6項イ(2)

有床診療所

医療法第1条の5第2項に定義されている意思又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業若しくは歯科医業(以下「有床診療所」という。)を有するもので、次のいずれかにも該当するものをいう。

■6項イ(3) 病院 有床診療所 有床助産所 ■6項イ(4) 無床診療所 無床助産所	(1) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (2) 4人以上の患者を入院させるための施設〔注3〕を有すること。 〔注3〕 「4人以上の患者を入院させる施設」とは、許可病床数が4以上であるものをいうこと。 ただし、許可病床数が4以上であっても、1日平均患者数(1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。)が1未満のものにあつては「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取扱って差し支えないこと。 病院(6項イ(1)に掲げるものを除く。)、有床診療所(6項イ(2)に掲げるものを除く。)又は医療法第2条第1項に定義されている助産師が公衆又は特定多数人のためその業務(病院又は診療所において行うものを除く。)を行う場所で9人以下の入所施設を有するものをいう。 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所をいう。
1 鍼、灸、マッサージ治療院、整骨院、理美容院の理療施設等は、入院施設の有無にかかわらず15項に該当する。 2 保健所の診療及び治療の用に供する部分は15項に該当する。	
主用途部分	従属的用途部分
診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、<u>待合室</u>、<u>技工室</u>、<u>図書室</u>	食堂、売店、専用駐車場、<u>娯楽室</u>、<u>託児室</u>、<u>理容室</u>、<u>浴室</u>、<u>喫煙室</u>、<u>ティールーム</u>、<u>臨床研究室</u>
収容人員 次に掲げる数を合算して算定する。 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2 病室(患者を収容する部屋をいい、治療室又は手術室は含まない。)内にある病床の数(産婦人科病院の場合にあつては、未熟児を収容する保育器を除いた乳幼児のベッドを病床数とする。) ただし、ベッドのない和室の場合は、政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の「和式の宿泊室」の例により算定すること。 3 待合室は、次の要領で床面積を求め、合計を3㎡で除して得た数 (1)廊下に接続するロビー部分を待合として使用する場合は、当該ロビー部分の面積 (2)待合室が廊下と兼用している場合は、次によること。 ア 両側に居室がある場合は、廊下の幅員から1.6mを引いた幅員を待合とし、使用する範囲を待合室とする。 イ その他の場合は、廊下の幅員から1.2mを引いた幅員を待合とし、使用する範囲を待合室とする。 (3)待合室にいすがある場合においてもいすの数によらず、床面積によること。 4 リハビリ室等は、床面積を3㎡で除して得た数	

■6項口(1) 老人短期入所施設	65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第5条の3に定める老人福祉施設(同法第 20 条の3関係))
養護老人ホーム	65 歳以上の者であって環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させることを目的とされることを目的とする施設をいう。(老人福祉法第5条の3に定める老人福祉施設(同法第 20 条の4関係))
特別養護老人ホーム	65 歳以上の者であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者等を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第5条の3に定める老人福祉施設(同法第 20 条の5関係))
軽費老人ホーム (避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る〔注1〕)	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で入所し、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を受けることができる施設をいう。(老人福祉法第5条の3に定める老人福祉施設(同法第 20 条の6関係)) 〔注1〕 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護3以上の者が、施設全体の定員の半数以上の場合をいう。 なお、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態、サービスの提供の実態等から区分できる単位ごとに判定する必要があること。
有料老人ホーム (避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る〔注1〕)	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜(洗濯、掃除等の家事又は健康管理)を供与する事業を行う施設をいう。(老人福祉法第 29 条第1項関係)
介護老人保健施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。(介護保険法(平成9年法律第 123 号)第8条第 25 項関係)
老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設	65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護する施設をいう。
老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る〔注1〕)	利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。

老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設

その他これらに類するものとして総務省令で定める施設

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の援助を行う事業をいう。

6項口(1)のその他のこれらに類するものとして総務省令で定める施設とは、次の1又は2に掲げるものをいう。

1 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設(6項イに掲げるものを除く。)

2 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設(6項イに掲げるものを除く。)

なお、「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、次の(1)又は(2)の条件に該当することを判断の目安とすること。

(1) 実態として複数の要介護者を随時又は継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。

(2) 当該施設の宿泊サービスを利用する非難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。

■6項口(2)
救護施設

身体上又は著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。(生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項関係)

■6項口(3)
乳児院

乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要がある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(同法第37条関係))

■6項口(4)
障害児入所施設

知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、日常生活の指導及び知能技能の付与並びに治療を行う施設をいう。(児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(同法第42条関係))

■6項口(5)
障害者支援施設
(避難が困難な障害者等を主として入居させるものに限る〔注2〕)

入所する障害者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事等の介護その他の便宜(生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援)を供与するとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設をいう。(障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項関係)

〔注2〕

「避難が困難な障害者等を主として入居させるもの」とは、障害程度区分4以上の者がおおむね8割を超えるものをいう。

また、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、施設ごとに判定する必要があること。

障害者自立支援法に規定する短期入所を行う施設	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者等を短期入所させ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜（必要な支援）を供与する施設をいう。（障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項関係）
障害者自立支援方に規定する共同生活介護を行う施設	障害者に対し、主として夜間において入浴、排せつ又は食事等の介護その他の便宜（調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援）を供与する施設をいう。（障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項関係）
1 高齢者専用賃貸住宅のうち、6項口（1）その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取扱うこと。 2 サービス付き高齢者向け住宅のうち、6項口（1）その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取扱うこと。	
主用途部分	従属的用途部分
居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店
収容人員 次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数	

■6項ハ(1) 老人デイサービスセンター	65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者等を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第5条の3に定める老人福祉施設(同法第20条の2の2関係))
軽費老人ホーム (6項ロ(1)に掲げるものを除く。)	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第5条の3に定める老人福祉施設(同法第20条の6関係))
老人福祉センター	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした施設をいう。(老人福祉法第5条の3に定める老人福祉施設(同法第20条の7関係))
老人介護支援センター	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(老人福祉法第5条の3に定める老人福祉施設(同法第20条の7の2関係))
有料老人ホーム (6項ロ(1)に掲げるものを除く。)	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜(洗濯、掃除等の家事又は健康管理)を供与する事業を行う施設をいう。(老人福祉法第29条第1項関係)
■6項ハ(2) 更生施設	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。(生活保護法第38条第3項関係)
■6項ハ(3) 助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。(児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(同法第36条関係))
保育所	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。(児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(同法第39条関係))
幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を養うものとして満三歳以上の子どもに対する教師区並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところにより設置される施設をいう。(児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(同法第39条の2関係))
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(同法第41条関係))
児童自立支援施設	不良行為をなし又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活

設	指導等を要する児童を入所させ又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者に対する相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（同法第44条関係））
児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭のその他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言、指導を行うとともに、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他訪問等の方法による児童及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成その他の児童又はその保護者等に必要な援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（同法第44条の2関係））
児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う施設をいう。
児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設	家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業を行う施設をいう。
その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設をいう。（6項口に掲げるものを除く。）
■6項ハ(4) 児童発達支援センター	障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（同法第43条関係））
児童心理治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治療し、あわせて退所した者に対する相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（同法第43条の2関係））
児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設	障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。
児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、通所により生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。

■6項ハ(5)

身体障害者福祉センター

無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。(身体障害者福祉法第5条に規定する身体障害者社会参加支援施設(同法第31条関係))

障害者支援施設(6項ロ(5)に掲げるものを除く。)

入所する障害者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事等の介護その他の便宜(生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援)を供与するとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設をいう。(障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項関係)

地域活動支援センター

障害者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。(障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項関係)

福祉ホーム

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室のその他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。(障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第26項関係)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う施設(6項ロに掲げるものを除く。)

常時介護を要する障害のある者に対し、主として昼間に入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設(6項ロに掲げるものを除く。)

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間入所させ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設(6項ロに掲げるものを除く。)

障害者に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定められた期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

就労を希望する障害者について、定められた期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。

するための法律 第5条第13項 に規定する就労 移行支援を行う 施設（6項口に 掲げるものを除 く。） 障害者の日常生 活及び社会生活 を総合的に支援 するための法律 第5条第14項 に規定する就労 継続支援を行う 施設（6項口に 掲げるものを除 く。） 障害者の日常生 活及び社会生活 を総合的に支援 するための法律 第5条第15項 に規定する共同 生活援助を行う 施設（6項口に 掲げるものを除 く。）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者について、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知能及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。 地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に、主として夜間において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。
主用途部分	従属的用途部分
居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店
収容人員 次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数	

■6項ニ 幼稚園 特別支援学校	幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発展を助長することを目的とする学校をいう。 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害者による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。
1 特別支援学校に付属する寄宿舎は5項ロに該当する。 2 幼稚園は、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設であれば本項に該当する。	
主用途部分	従属的用途部分
教室、職員室、遊戯室、休養室、講堂、厨房、体育館、<u>図書室</u>、<u>居室</u>、<u>集会室</u>、<u>機能訓練室</u>、<u>面会室</u>、<u>診療室</u>、<u>作業室</u>	食堂、<u>売店</u>、<u>音楽教室</u>
収容人員 次に掲げる数を合算して算定する。 1 教職員の数 2 幼児、児童又は生徒の数	

□7項 小学校	心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。				
中学校	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等普通教育を施すことを目的とする学校をいう。				
義務教育学校	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。				
高等学校	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。				
中等教育学校	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。				
高等専門学校	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。				
大学	学術を中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。				
専修学校	職業若しくは実生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。(学校教育法(昭和2年法律第26号)第124条に定める専修学校)				
各種学校	上記に掲げる学校以外のもので、学校教育に類する教育を行う学校をいう。(学校教育法第134条に定める各種学校の認可を受けたもの)				
その他これらに類するもの	学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。				
1 専修学校の種類は、専修学校、高等専修学校、各種専門学校がある。 2 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6に定める公共職業訓練施設(職業能力開発学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力促進センター及び障害者職業能力開発校)及び民間の職業訓練校は、本項に該当する。 3 自治研修所、消防学校、鉄道学校、郵政研修所、電通学園、看護学校等は、本項に該当する。 4 同一敷地内にあって、教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含むものであること。 5 学習、そろばん、書道等の塾、三弦、民謡、音楽、スイミングスクール、活花、茶道、着物着付け教室等で、<u>個人教授所的なもので学校の形態を有しないものは</u>、15項に該当する。(昭和48年10月23日消防予第140号・消防安第42号) (注)個人教授所的なもので学校の形態を有しないものとは、次の①及び②に該当するものであること。 ① 専任の教職員が2人以下であること。 ② 同時受講できる生徒が40人以下であること。					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主用途部分</th><th>従属的用途部分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教室、職員室、体育館、講堂、図書館、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室(診察室)</td><td>食堂、売店、喫茶室、談話室、教材保管庫、同窓会・PTA事務所、合宿室、専用駐車場</td></tr> </tbody> </table>		主用途部分	従属的用途部分	教室、職員室、体育館、講堂、図書館、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室(診察室)	食堂、売店、喫茶室、談話室、教材保管庫、同窓会・PTA事務所、合宿室、専用駐車場
主用途部分	従属的用途部分				
教室、職員室、体育館、講堂、図書館、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室(診察室)	食堂、売店、喫茶室、談話室、教材保管庫、同窓会・PTA事務所、合宿室、専用駐車場				
収容人員 次に掲げる数を合算して算定する。 1 教職員の数 2 児童、生徒又は学生の数					

□8項 図書館 博物館 美術館 その他これらに類するもの	図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第2条により、図書記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第2条により、歴史、芸術、美術、民族、風俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成）し、展示して教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養、レクリエーション等に資するための施設をいう。 上記以外のもので、これらと同質の性格を有する施設をいう。
1 郷土資料館、記念館、科学館、画廊（販売を前提としないもの）は、本項に該当する。	
主用途部分 閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管 収納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、<u>映写室</u>、<u>鑑賞 室</u>	従属的用途部分 食堂、売店、<u>喫茶店</u>、<u>専用駐車場</u>
収容人員 次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積を3㎡で除して得た数（書架、陳列ケース等の部分も床面積に含まれる。）	

■9項イ 蒸気浴場	蒸気浴を行う公衆浴場をいう。
熱気浴場	電熱器等を熱源として、高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。
その他これらに 類するもの	公衆浴場の施設として個室付浴場を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する施設をいう。
□9項ロ	9項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。
1 公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親戚、友人等に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設けて利用している場合は含まれないものとする。	
2 9項ロに掲げる公衆浴場は、温湯、潮湯、温泉等を使用して公衆を入浴させるものであること。	
3 大型専用駐車場を併設し、不特定多数の者の利用があるスーパー銭湯は9項イに該当する。	
4 岩盤浴場は9項イに該当する。	
主用途部分	従属的用途部分
浴室、脱衣場、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室、有料洗濯室、サウナ室
収容人員 次に掲げる数を合算して算定する。	
1 従業者の数	
2 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数	
3 「浴場」とは、浴室及び洗い場部分をいう。	
4 「休憩の用に供する部分」とは、浴場、脱衣場、マッサージ室以外の部分で、主として客が利用する部分をいう。	

☐ 10 項 車両の停車場 船舶若しくは航空機の発着場 （旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）	鉄道の駅舎（プラットフォームを含む。）、バスターミナルの建築物であって、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物をいう。 船舶の発着する埠頭ターミナル、航空機の発着する航空施設等であって、旅客の乗降又は待合の用に供する施設をいう。
1 プラットホームについては、消防用設備等の規制はしないものとする。	
主用途部分	従属的用途部分
乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室	食堂、売店、旅行案内所、喫茶店、理容室、両替所
収容人員 従業者の数	

☐ 11 項 神社、寺院、教会、その他これらの類するもの	公衆が集合して宗教上の礼拝を行い、宗教の教養をひろめ、儀式を行い又は信者の教化育成することを目的とする施設をいう。
1 結婚式、披露宴、集会、法事、宴会を行う社務所、庫裏の取扱いは、次によること。 （1）結婚式又は宴会のための常勤の従業員を有し、いわゆる営利企業としての結婚式場と同様の営利を常態化しているもの又は檀家、信徒、氏子以外の不特定多数の者を対象として宴会等を行うものは1項口とする。 （2）信者が祈祷、修行のために宿泊する部分は同一棟、別棟にかかわらず本項に該当する。ただし、旅館業法の適用を受けるものは除き、おこもり料は宿泊料に該当しないものであること。	
主用途部分	従属的用途部分
本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室、聖堂	宴会場、結婚式場、厨房、専用駐車場、食堂、売店、喫茶室、図書室、宿泊室、娯楽室
収容人員 次に掲げる数を合算して算定する。 1 神職、僧侶、牧師その他の従業者の数 2 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数 3 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の取扱いは、次によること。 （1）礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合についても、当該場所の床面積によること。 （2）祭壇部分は、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分として取扱わないものとする。	

□12 項イ	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、仕立て、破壊、解体等を行う施設をいう。
工場	物の製造、加工を行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。
作業場	機械化が比較的低いものをいう。
1 農家の作業場は、令別表第1に掲げる防火対象物には該当しない。(危険物施設があるものは除く。) 2 トラクターミナルの荷捌所は、本項に該当する。ただし、14 項と同一棟のものは、14 項に該当する。 3 研究棟で作業性の高い場合は、本項に該当するものとし、サンプリング分析等の作業程度のみの場合は 15 項に該当する。	
主用途部分	従属的用途部分
作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診察室、仮眠室、ショールーム(生産製品を紹介するもの)
収容人員 従業者の数	

□12 項ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ	大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを製作する施設をいう。
1 公共放送施設内にあるテレビスタジオは 15 項に該当する。 2 客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として1項イに該当する。	
主用途部分	従属的用途部分
撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、客室、ホール、リハーサル室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、集会室、クローク、ラウンジ
収容人員 従業者の数	

☐ 13 項イ 自動車車庫 駐車場	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第2条第2項に規定する自動車（原動機付自転車を除く。）を、運転中以外の場合に専ら格納する施設をいう。（空地その他の場所に自動車を通常保管するための施設をいう。） 自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積み下ろし、故障その他の理由により、継続的に自動車を停止させておくための施設をいう。
☐ 13 項ロ 飛行機、回転翼航空機の格納庫	航空の用に供することができるヘリコプター、飛行機、飛行船、滑空機等の格納施設をいう。
1 自動車には、原動機付自転車以外のオートバイ、ブルドーザー等の土木作業用自動車を含むものとする。 2 未登録の自動車を商品として保管しているものについても本項に該当する。 （注）トラクター倉庫、オートバイ保管庫についても同様とする。 3 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものとする。 4 事業所等の従属的な部分とみなされる自動車車庫及び駐車場は、本項に含まれない。 5 <u>一般住宅に付属する車庫は、令別表第1に掲げる防火対象物には該当しない。</u>	
主用途部分	従属的用途部分
車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室、 <u>格納庫、休憩室、更衣室</u>	食堂、売店、専用駐車場
収容人員 従業者の数	

☐ 14 項 倉庫	物品の滅失若しくは損傷を防止するために物品の保管の用に供する施設をいう。
1 倉庫業法に定める倉庫以外のものも該当するものであること。 2 荷捌所は、倉庫に併設されるものは倉庫の従属部分とし、独立しているものは 12 項イとして取扱うこと。 3 <u>一般住宅に付属する物置は、令別表第1に掲げる防火対象物には該当しない。</u> 4 農家の農業用収納庫（農作物又はトラクター、コンバイン等の農機具類を収納するもの）は、令別表第1に掲げる防火対象物には該当しない。	
主用途部分	従属的用途部分
物品庫、荷捌室、事務室、休憩室、作業室（荷物の保管に関する作業を行うもの。）	食堂、売店、専用駐車場、展示室
収容人員 従業者の数	

□15 項 前各号に該当しない事業場	1 項から 14 項までに掲げる防火対象物以外の事業所であり、営利的事業であると非営利的事業であるとを問わず、事業活動の行われる施設をいう。 公官署、事務所、銀行、保健所、郵便局、理容室・美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、コンテナ型データセンター、ごみ処理・焼却場、火葬場、写真館、新聞販売所、採血センター、場外馬券・車券売場、モデル住宅、自動車車検場、駐輪場、エステ、鍼灸院、職業訓練施設、クリーニング店（取次店に限る。）、コインランドリー、納骨堂、鉄道車両車庫、スポーツ施設（スイミングクラブ、テニスクラブ等）、スポーツ施設のクラブハウス、動物病院、水族館、動物園、調剤薬局、卸売市場、畜舎、温室、レンタルショップ（物品販売のないもの）及び学童保育施設が該当する。
1 事業とは、一定の目的と計画に基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当する。 3 スポーツ施設で、観覧席のないものは本項に該当し、観覧席のあるものは1 項イに該当する。 4 場外馬券・車券売場であっても、客席・モニターを設け、観戦・観覧等をする場合は1 項イに該当する。 5 自動車車検場は、検査のみを行うものにあつては本項に該当するが、修理・補修作業等を行うものにあつては 12 項イに該当する。 6 調剤薬局は、原則として本項に該当するが、物品販売店等の売り場と一体となすもの又は待合部分等で販売用の商品が陳列されているものは4項に該当する。 7 特定の企業の施設で、その企業の商品のみを展示陳列するもの（ショールーム、PR センター等）は、本項に該当する。	
主用途部分	
事務室、休憩室、会議室、<u>ホール</u>、<u>物品庫</u>、更衣室	従属的用途部分
	食堂、売店、専用駐車場、診療室、<u>図書室</u>、<u>倉庫</u>
収容人員 次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 主として従業者以外の者の使用に用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数 主として従業者以外の者の使用に用に供する部分の取扱い 1 官公署、銀行、事務所等については、従業者以外の者（客等）の使用に供するための、壁又は床に固定された仕切り、スクリーン、カウンター等によって、従業者の使用に供する部分と区画されている部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取扱うこと（例 銀行の待合の用に供する部分、キャッシュコーナーの部分）。 2 理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、接骨院、整体院その他待合室が存し、従業者が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のものの収容人員の算定に際しては、理容及び美容のためのいすの数、施術のためのベッドの数及び待合いの用に供するいすの数の合算ではなく、待合の用に供する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取扱うこと。 3 スポーツクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、浴室、プール、プールサイド、コート、待席部分、ロビー及びミーティングルームを「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取扱うこと。 ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。 4 モデル住宅については、従業者が使用する部分（事務室、受付等）を除いた、住宅展示場部分（人が立ち入れない押入及び物入部分を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取扱うこと。 5 駐輪場については、利用者が駐輪のために使用する部分（通路の用に供する部分、便所、洗面所等を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取扱うこと。 6 放課後保育クラブについては、従業者の数と、児童の数とを合算して得た数ではなく、プレイルーム、育成室その他児童が使用する部分（便所、洗面所等を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取扱うこと。	

16 項 複合用途防火対象物	1 項から 15 項までに掲げる防火対象物の用途（同一項のイ、ロ、ハ又はニの用途を含む。）のいずれかに該当する用途が同一の防火対象物に2以上存するものをいう。 ただし、一の用途部分に従属部分と認められる場合は、主用途の単体防火対象物とする。
■ 16 項イ	2以上の用途のうち、1 項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる用途に供される部分が存するもの
□ 16 項ロ	上記以外の複合用途防火対象物

1 政令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の（1）、（2）に該当すること。

（1）機能従属

1 項から 15 項までに掲げる防火対象物（以下「令別表対象物」という。）の区分に応じ、主用途部分に機能的に従属していると認められる従属的な部分で、次のアからウまでに該当すること。

ア 主用途部分に機能的に供される部分で、主用途部分と従属的用途部分の管理権原者が同一であること。

（ア）「管理権原者が同一」とは、固定的消防用設備等、建築構造設備等の設置、維持、改修に当たって全般的に権原を行使できる者が同一であること。

（イ）「権原者」とは、ある法律的行为又は事実的行为をすることを正当ならしめる法律上の根拠を有する者をいう。

イ 主用途部分と従属的用途部分の利用者が同一であるか又は密接な関係を有すること。従属的用途部分の要件は、おおむね次の条件に適合するものであること。

（ア）主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたものであること。

（イ）主用途部分を利用する者の利便を目的としたものであること。

（ウ）主用途部分から通常利用に便なる形態を有していること。

ウ 主用途部分と従属的用途部分の利用時間がほぼ同一であること。

（2）みなし従属

ア 2つの独立した用途に供される部分のうち、いずれか一方の独立用途部分の床面積（他の用途と供用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、2つの独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下で、かつ、300㎡未満である場合は、従属的用途部分とすること。（2項ニ、5項イ、6項イ（1）から（3）まで若しくは6項ロに掲げる防火対象物又は6項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分（以下「6項ロ等」という。）は、当規定に関わらず、従属的用途部分に含まれない。）

イ 3つ以上の独立した用途に供される部分がある場合は、次によること。（6項ロ等は当規定に関わらず従属的用途に含まれない。）

（ア）当該防火対象物の延べ面積に対して、最大用途以外の用途の床面積がそれぞれ10%以下で、かつ300㎡未満である場合は、最大用途の単体防火対象物とする。

（イ）当該防火対象物の延べ面積に対して、最大用途以外の用途の1つ以上の床面積が10%以上又は300㎡以上である場合は、複合用途防火対象物とする。

2 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、前1によるほか、次によること。

（1）令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積が50㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当する。

（2）令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、令別表対象物の用途に供される防火対象物に該当する。

（3）令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、複合用途防火対象物に該当する。

（4）政令第1条の2第1項の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合（5%以内の違いをいう。）は、複合用途防火対象物に該当する。

項 目			項
ア イ ウ エ	一般住宅	> 政令別表対象物で 50㎡以下のもの	一般住宅
	一般住宅	< 政令別表対象物	政令別表対象物
	一般住宅	< 政令別表 対象物 政令別表 対象物	複合用途防火対象物 (注)政令別表対象物と政令別表対象物 の複合用途防火対象物
	一般住宅	> 政令別表対象物で 50㎡を超えるもの	複合用途防火対象物 (注)政令別表対象物と一般住宅の複合 用途防火対象物
	一般住宅	≡ 政令別表対象物	複合用途防火対象物 (注)政令別表対象物と一般住宅の複合 用途防火対象物

収容人員

省令第1条の3第1項(収容人員の算定方法)及び本基準の収容人員算定の共通事項による。

■16の2項 地下街	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他のこれらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと、当該地下道を合わせた施設をいう。
□16の3項	建築物の地階(16の2項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと、当該地下道とを合わせたもの。(1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

□17 項 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和 8 年法律第 43 号)の規定によって重要美術品として認定された建造物	1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、わが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術価値の高い歴史資料のうち重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。 2 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民族芸能、民族技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家具、家屋その他の物件で、わが国民の生活の推移のために欠くことのできないもののうち、重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。 3 史跡とは、貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡でわが国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち、重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。 4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財、及び史跡以外の文化財で、当該地方公共団体が指定したものをいう。 5 国宝とは、重要文化財のうち、世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。
1 本項に該当するものは、建造物に限られるものである。建造物とは、土地に定着する工作物一般を指し、建築物及び独立した門塀等が含まれるものであること。 〔該当する管内の重要文化財〕旧林崎文庫、神宮祭主職舎、金剛證寺摩尼殿、賓日館	
収容人員 床面積を 5㎡で除して得た数	

□18 項 延長 50m 以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ、雪よけのために路面上に相当区間連続して設ける公益上必要な建築物又は工作物をいう。
1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に該当しないものであること。 2 延長距離の測定は、屋根の中心線で行うものとする。	

□19 項 市町村長の指定する山林	
山林とは、山岳山林に限らず、森林、原野及び荒地が含まれるものとであること。	

□20 項 総務省令で定め る舟車	「舟」とは、船舶安全法（昭和8年法律第 11 号）第2条第1項の規定を適用しない船舶等で、総トン数5トン以上の推進機関を有するものをいう。 1 災害発生時のみに使用する救難用の船舶で、国又は地方公共団体の所有するもの 2 係留中の船舶 3 告示（昭和 49 年運輸省告示第 353 号）で定める水域のみを航行する船舶 4 船舶安全法第 32 条によって同法第2条第1項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数 20 トン未満の漁船は、もっぱら本邦の海岸から 20 海里（昭和 55 年4月から 12 海里）以内の海面又は内水面において従業するものであること。（船舶安全法第 32 条の漁船の範囲を定める政令（昭和 49 年政令第 258 号）） 「車両」とは、鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）、若しくは道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）又はこれらに基づく命令により消火器を設置することとされる車両をいう。 1 鉄道営業法に基づく鉄道運転規則（昭和 62 年運輸省令第 15 号）第1条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。 2 鉄道営業法に基づく新幹線鉄道運転規則（昭和 39 年運輸省令第 71 号）第 43 条で定める消火器を備えなければならない場所は、運転室、旅客用電車の客室又は通路であること。 3 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号）第 40 条で定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのために乗務する係員の車室であること。 4 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和 25 年運輸省令第 92 号）第 26 条で定める消火器を備えなければならないものは、すべての車両であること。 5 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条に定める消火器を備え付けなければならない自動車は、次のとおりとする。 (1) 火薬類（火薬にあっては5kg、猟銃雷管にあっては、2,000 個、実包、空包、信管又は火管にあっては 500 個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (2) 危政令別表第三に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (3) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年告示第 619 号）第 71 条で定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (4) 150 kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃性ガス又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車 (6) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）第 18 条の3第1項に規定する放射性輸送物（L 型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 18 条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第3条に規定する核燃料輸送物（L 型輸送物を除く。）若しくは同令第 11 条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号）第 19 条の規定により運送する場合に使用する自動車 (7) 乗車定員 11 人以上の自動車 (8) 乗車定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車
----------------------------------	--